



常東用水土地改良区 告示第6-1号

常東用水土地改良区の総代選挙について

常東用水土地改良区定款付属書総代選挙規定第4条の規定により、令和6年12月18日任期満了に伴う常東用水土地改良区総代選挙を次のとおり行うので、告示する。

令和6年11月18日

常東用水土地改良区

理事長 亀山 彰



記

1 選挙の期日 令和6年11月27日

2 投票開始の時刻 午前9時

3 投票終了の時刻 午後2時

4 選挙すべき総代の数

第1選挙区	3人	第7選挙区	5人
第2選挙区	5人	第8選挙区	4人
第3選挙区	5人	第9選挙区	4人
第4選挙区	4人	第10選挙区	3人
第5選挙区	4人	第11選挙区	8人
第6選挙区	4人	第12選挙区	2人

合計 51人

5 投票用紙に記載する総代の数 1人

6 その他

- (1) 総代に立候補しようとする者は、令和6年11月18日・19日にその旨をこの土地改良区に届け出てください。
- (2) 総代の候補者を推薦する者(組合員1人以上)は、本人の承諾を得て、令和6年11月18日・19日にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (3) (1)及び(2)の届出は、午前9時から午後4時までの間に行ってください。
- (4) 総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日の前日までに公告します。
- (5) 選挙区の総代の候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えた選挙区にあっては、(4)の内容に投票所及び開票所を加え、公告します。